

## 付 議 第 1 号

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則議案

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則を別紙のとおり制定することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則をここに公布する。

平成28年1月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則**

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年高知県条例第69号）別表に規定する事務及び特定個人情報に係る同条例の施行に関し必要な事項については、高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年高知県規則第85号）の規定の例による。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則議案説明

1 制定の目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部が施行されることを考慮し、他の県の機関への個人番号を含む特定個人情報の提供が可能となるようにするため、特定個人情報の利用及び提供等に関し必要な事項を定めた「高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例」の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めるものである。

2 内容

知事部局と教育委員会の間で特定個人情報の利用及び提供をすることができる場合について、その事務及び特定個人情報の具体的な内容を定めるものである。

3 施行期日

公布の日

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県条例第69号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報のうち、県の機関が保有するものをいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (6) 県の機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章に基づいて設置される高知県の執行機関、高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第3条第2項の規定により置かれる公営企業局若しくは高知県警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令（法律及び法律に基づく命令をいう。）若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (7) 条例等 条例及び規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）をいう。

(県の責務)

第3条 県の機関は、法第3条に規定する基本理念にのっとり、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号及び特定個人情報の利用の範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち県の機関が行うものとする。

2 県の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表の第1欄に掲げる県の機関が、同表の第3欄に掲げる県の機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる県の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 情報照会機関	2 事務	3 情報提供機関	4 特定個人情報
(1) 知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
(2) 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報又は学校保健安全法による医療に関する費用についての援助に要する情報であって規則で定めるもの
(3) 教育委員会	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）による災害共済給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

規 則

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第85号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年高知県条例第69号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表の事務及び特定個人情報)

**第2条** 条例別表(1)の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下この条において「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第1項若しくは第3項の規定による支援給付の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この条において「改正法」という。）附則第4条第1項の規定による支援給付の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の規定による支援給付若しくは改正法附則第4条第1項の規定による支援給付を必要とする状態にある者又はこれらの支援給付を受けていた者（以下この号において「要支援者等」という。）に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項又は第4項の規定による経費の支弁に関する情報

イ 要支援者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定による援助の実施に関する情報

(2) 中国残留邦人等支援法第14条第4項（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第1項の規定による開始の申請又は同条第9項の規定による変更の申請に係る事実につ

いての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の規定による職権による開始又は同条第2項の規定による職権による変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の規定による停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に基づく徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づく徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

**第3条** 条例別表(2)の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者（以下この号において「要保護者等」という。）に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項又は第4項の規定による経費の支弁に関する情報

イ 要保護者等に係る学校保健安全法第24条の規定による援助の実施に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の規定による保護の開始の申請又は同条第9項の規定による保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の規定による職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に基づく徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づく徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

**第4条** 条例別表(3)の項の規則で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号又は附則第8条第1項の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同表(3)の項の規則で定める情報は、当該請求に係る同法第3条に規定する児童生徒等又は同法附則第8条第1項の児童が属する世帯の世帯主に係る次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する



る情報

- (2) 生活保護法第24条第1項の規定による保護の開始の申請又は同条第9項の規定による保護の変更の申請に関する情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の規定による職権による保護の変更に関する情報
- (4) 生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止に関する情報

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

# マイナンバー制度について

## 1 番号法の趣旨

番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
(平成25年法律第27号))

国民一人一人に重複しない固有の番号(個人番号=マイナンバー)を付番し、その番号をキーとして、複数の機関に存在する個人の情報を正確に連携させるための制度を定めた法律

**利用範囲** マイナンバーの利用は社会保障、税、災害対策の3分野の事務に法律で限定

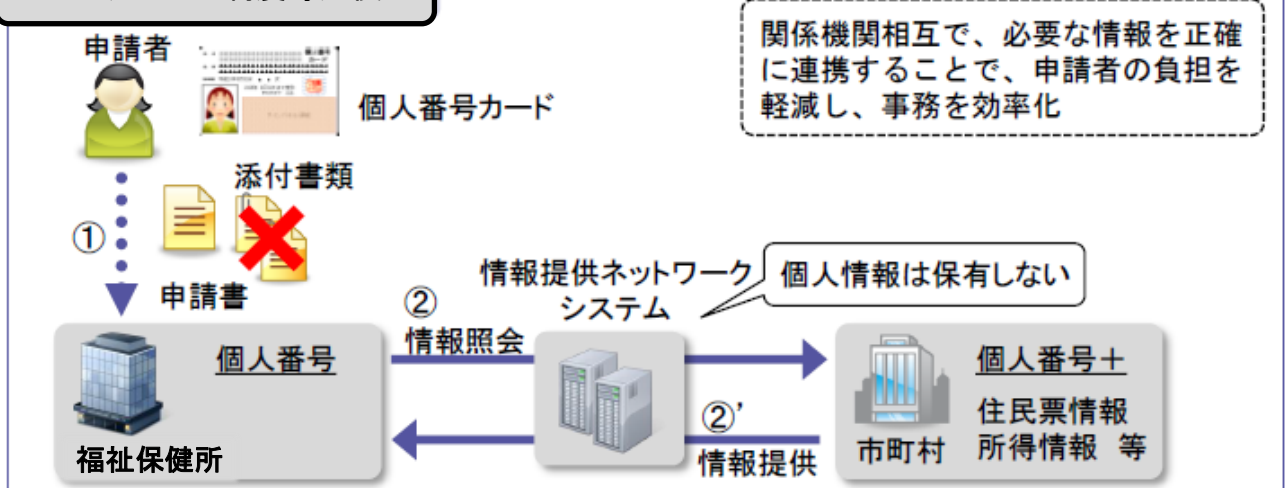
**メリット** 各種申請手続において添付書類が不要となる等、住民の利便性が向上  
社会保障、税、災害対策に係る各種行政事務の効率化 等

## 2 マイナンバーによる情報連携のイメージ

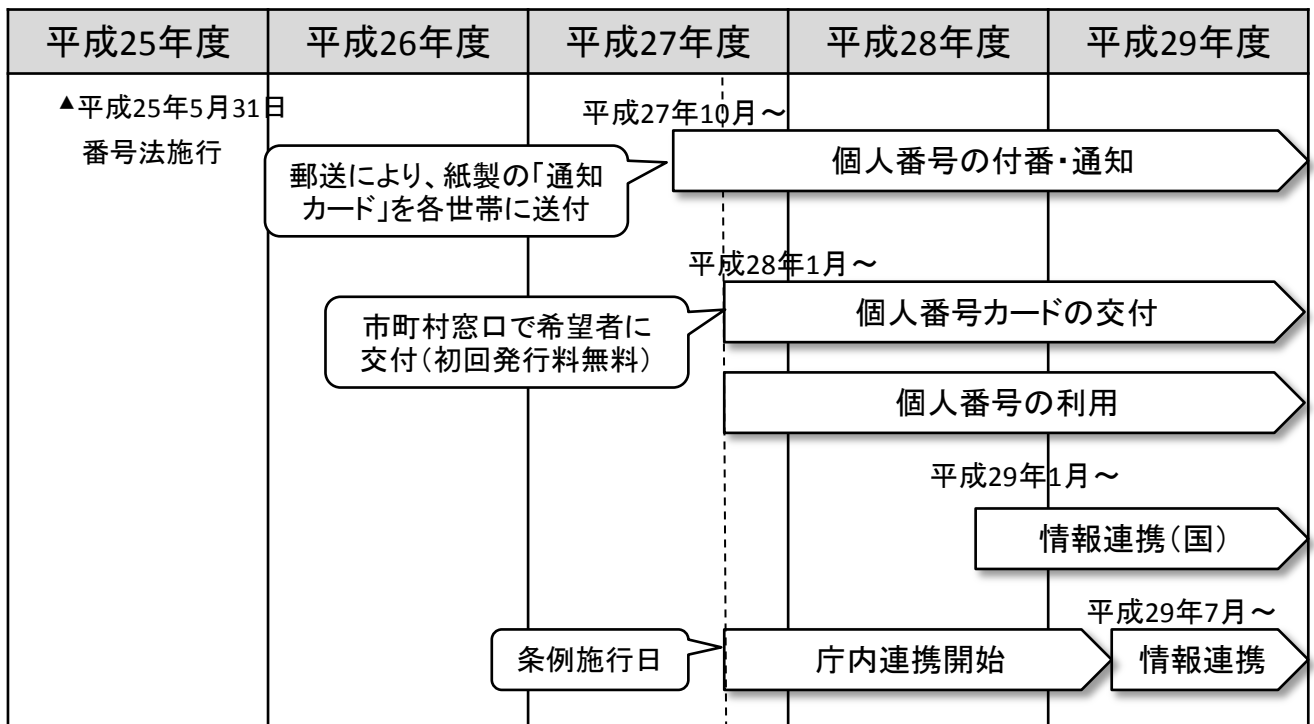
### マイナンバー制度導入前



### マイナンバー制度導入後



### 3 マイナンバー制度の導入スケジュール



### 4 関係条例の整備スケジュール

- (1) 個人情報保護条例の改正（6月議会にて改正済み）
  - ・番号法の施行に伴い個人情報の取扱いについて改正
- (2) 高知県住民基本台帳法施行条例の改正（6月議会にて改正済み）
  - ・住基法の改正に伴う引用規定の整理
  - ・指定情報処理機関に関する規定の削除
- (3) 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定
  - ・マイナンバーの法定事務の庁内連携を行うための条例を制定（12月議会）
- (4) 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正（2月議会）
  - ・マイナンバーの独自利用をするため条例を改正（平成29年7月施行予定）
- (5) 高知県住民基本台帳法施行条例の改正（2月議会）
  - ・マイナンバーの独自利用に際し本人確認情報を利用するための高知県住民基本台帳法施行条例の改正
  - ・法定利用事務の追加に伴う条例利用事務の削除のための改正

# マイナンバーの利用範囲

## 別表第一(第9条関係)

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等  
低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

年金分野

労働分野

福祉・医療・その他分野

税分野

災害対策  
分野

社会保障分野

# 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

## 番号法の規定

- (1) 番号法においては、個人番号の利用範囲を以下のとおり規定(法第9条)
- ▶ 番号法別表第一に掲げる主体が、同表に掲げる事務において利用する場合(法定利用事務)  
＜例＞ 生活保護法による保護の実施に関する事務(法別表第1の項番15)
  - ▶ **地方公共団体が、条例で定める事務において利用する場合**  
法定利用事務に類する事務及び同一機関内で保有する情報の利用を行う事務について条例で規定する必要がある
  - ▶ 個人番号関係事務実施者が、個人番号関係事務において利用する場合
- (2) **条例に定める場合を除き、同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供を制限**(法第19条第9号)

## 条例の概要

- (1) **同一機関内での特定個人情報の利用(庁内連携)** ……【条例第4条第2項】
- ＜要件＞ 庁内連携の対象は法定利用事務に限定
  - ＜例＞ 生活保護法による保護の実施に関する事務のために、児童扶養手当に関する情報を照会・提供
- (2) **同一団体内の他機関への特定個人情報の提供(団体内他機関連携)** ……【条例第5条第1項、別表】
- ＜要件＞ 現在のところ知事部局と教育委員会での連携のみ
  - ＜例＞ 生活保護法による保護の実施に関する事務のために、特別支援学校への就学支援に関する情報を照会・提供

## 情報連携のイメージ

